

葛尾風力株式会社「(仮称)葛尾風力発電事業環境影響評価書」に係る確定通知について

令和2年10月26日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、葛尾風力株式会社「(仮称)葛尾風力発電事業環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、葛尾風力株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた葛尾風力株式会社は、同条第2項の規定に基づき、福島県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 福島県双葉郡浪江町及び葛尾村
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 15,000kW(定格出力3,200kWを5基設置)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年 2月 1日
環境大臣意見受理	平成29年 3月31日
経済産業大臣意見発出	平成29年 4月15日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 5月31日
福島県知事意見受理	平成29年10月26日
経済産業大臣勧告発出	平成29年11月24日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和元年 6月13日
福島県知事意見受理	令和元年 11月25日
環境大臣意見受理	令和元年 11月29日
経済産業大臣勧告発出	令和2年 3月 2日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和2年 10月12日
環境影響評価書確定通知	令和2年 10月26日

問い合わせ先 : 電力安全課 沼田、須之内、松崎
電話03-3501-1742(直通)